

田野町地域応援プレミアム付商品券事業のお知らせ

新型コロナウイルス感染症により低迷した消費を喚起し、地域の中小商工業振興及び活性化に寄与するとともに、町民の生活支援を目的として実施します。

※役場から世帯主宛に商品券購入に関するお知らせや申請書等が届きます。

(令和2年9月初旬頃予定)

購入対象者

○田野町住民基本台帳（令和2年9月1日現在）に登録されている世帯主

【商品券の申請から使用まで】

- ①町から全世帯主に商品券購入引換券交付申請書を送付します。※令和2年9月初旬予定
- ②希望者は、申請書に必要事項記入のうえ、まちづくり推進課に提出して下さい。
※提出の際は本人・代理人に関わらず身分証明書を持参して下さい。
- ③後日、町から申請者に購入引換券及び購入代金の納付書を送付します。
- ④役場出納室で購入代金を納付後、まちづくり推進課で商品券と引き換えて下さい。
- ⑤町内の商品券指定店で物品の購入やサービスの提供を受けて下さい。

商品券

プレミアム率100%!

○1セット1万円分を5千円で販売

○内訳は券面額500円の商品券を20枚

【内訳】小規模店舗専用券4枚 + 全店舗共通券16枚



○販売単位は5千円とし、1世帯あたり3万円分（6セット）まで購入可能

【購入方法】商品券の購入は5千円を1単位として6回まで購入することができます

- (例) ①初回申請時に3万円分（6セット）を全て購入
②初回申請時に2万円分（4セット）、後日、改めて1万円分（2セット）購入
③初回申請時に5千円分（1セット）、その後も、5千円分（1セット）を5回に分けて購入

○使用できないもの

- ①不動産、金融商品、たばこ、医療費
- ②商品券、プリペイドカード等の換金性の高いもの
- ③風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に抵触するもの
- ④国税、地方税、使用料などの公租公課
- ⑤その他、町が適当でないと思えたもの

○購入期限：令和2年12月25日（金）まで（以降の購入はできません）

○使用期限：令和3年3月31日（水）まで（以降の使用はできません）

お問い合わせ

〒781-6410 田野町1828-5

田野町まちづくり推進課 商品券係（TEL：0887-38-2813）